

教務課
登記一九號

昭和十四年四月五日

教 學 局 長



中央大學長 殿

日本文化講義實施ニ關スル件

直轄學校ニ於ケル日本文化講義ハ本年度モ引續キ實施セシムルコトト相成リタルニ付貴學(校)ニ於テモ之ニ準ジ昭和十一年七月二十二日附發思八七號及昭和十二年九月二十日附發指二八號通牒ノ趣旨達成ニ御盡力有之様特ニ御留意相成度此段及通牒

記

日本文化講義ノ要旨

- 一、本制度ハ學生生徒ニ對シ廣ク日本文化ニ關スル講義ヲ課シ以テ國民的性情、涵養及日本精神ノ發揚ニ資スルト共ニ日本文化ニ關スル十分ナル理解體認ヲ得セシムルヲ以テ目的トス
- 二、講師ハ國體、日本精神ノ眞義ヲ明ニスルト共ニ時局認識ヲ深化セシメ日本文化ノ創造發展ニ關スル指針ヲ與ヘ以テ教學刷新ノ目的ヲ達スルニ適當ナル人ヲ選ブコト
- 三、講義ハ每學年一定時間必修科目ニ準ジテ之ヲ行ヒ全學生生徒ヲシテ之ヲ聽講セシムルモノトス